㈠　弾力的なポイントの付与及び割引

㈠及び㈡に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

ハ　実施する期間

平成22年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

ニ　その他

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は障害者割引に限るものとし、本割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用する。

②ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

ハ　実施する期間

平成22年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

ニ　その他

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は障害者割引に限るものとし、本割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用する。

③休日バス割引

イ　割引をする自動車

休日に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　実施する期間

平成22年４月１日から平成23年３月31日まで。

ニ　その他

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日深夜割引、平日昼間割引に限るものとし、本割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 23 年３月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊

記

１．［１］のうち、「⑮高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線」を「⑮高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線」に、「徳島市（（仮称）徳島東インターチェンジ）から津田東インターチェンジまで、高松東インターチェンジから須崎東インターチェンジまで」を「徳島市（（仮称）徳島東インターチェンジ）から須崎東インターチェンジまで」に、「⑯高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線」を「⑯高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線」に、「㊲一般国道11号（高松東道路）」を「㊲一般国道11号（高松東道路）（高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）」に改める。

１．［２］⑴①イ㈠㈠）Ａに定める別添３インターチェンジ相互間のキロ程のうち、中国横断自動車道岡山米子線の表中、「大山ＰＡスマート」を「大山高原スマート」に改める。

「四国横断自動車道阿南中村線」を「四国横断自動車道阿南四万十線」に改め、下表を追加する。

				高　松　東
			さぬき三木	―
		志　　度	4.7	―
	津 田 寒 川	3.4	8.1	―
津　田　東	5.2	8.6	13.3	―

「四国横断自動車道内海大洲線」を「四国横断自動車道愛南大洲線」に改める。

九州縦貫自動車道鹿児島線の表中、

「

	熊　本
植　木	13.9

」を「

		熊　本
	北熊本スマート	9.2
植　木	4.7	13.9

」に改める。

１．［２］⑴①イ㈠㈡）Ｂのうち、「一般国道11号（高松東道路）（以下「高松東道路」という。）」を「一般国道11号（高松東道路）（以下「高松東道路」という。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）」に改める。

１．［２］⑴①イ㈠㈡のうち、チ）をヌ）に、ト）をリ）に、ヘ）をチ）に改め、ホ）の次に次のとおり加える。

ヘ）料金算出方法の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からホ）に定める方法により算出した額とト）に定める当該相互間の料金の額との合計額とする。